

## 中国における燃料税の検討状況について

### 1 経緯

- (1) 「改正中華人民共和国公路法」(1999年10月31日)及び「交通及び車両税費改革実施方案」(2000年10月22日)では、ガソリン、ディーゼル油及び自動車用の液化ガス、燃料ガスに課税する燃料税を実施することを決めている。
- (2) 「交通及び車両税費改革実施方案」によれば、国内市場における石油製品の価格安定のため、国際市場の原油価格が高騰している状況を踏まえながら、燃料税を実施することとした。また、燃料税はガソリン、ディーゼル油の生産・卸売業、輸入業及び自動車用の液化ガス、燃料ガスの小売業に課税する(生産・卸売業、小売業は販売時課税、輸入業は通関時課税)。環境保護のため、自動車のクリーン燃料は燃料税を半額にする。燃料税による税収は、人民解放軍、武装警察、鉄道等公的部門からのものは全て中央へ、その他の税収は中央40%、地方60%で配分されている。

### 2 最近の動向

- (1) 国家税務総局の謝旭人局長が2005年1月11日の記者会見で、「比較的適当な時期を選び、石油燃料税の徴収を始める必要がある」、「数年の研究で、石油燃料税徴収案について一応の意見がまとまっている。現在、原油価格が上昇し、下落しないことから、各方面の要素を考慮し、比較的良い時期に徴収を始めなければならない」と述べた。(2005年1月12日新華社電)
- (2) 2005年1月22日、国務院発展研究センターは、導入が検討されている燃料税の徴収案を既に策定したと公表した。報道(2005年2月5日北京晨報)によれば税率等は明らかになっていないが、従来から徴収している「養路费」(道路税)を燃料税に切り替えるとみられ、「一般消費者の負担は増やさない」ことを原則としていることから、燃料価格が安定している現在の状況では、年間の出費が徴収前を上回ることはないとみられている。
- (3) 一方、2005年2月4日付中国青年報によれば、中国社会科学院財政・貿易経済研究所副所長の高培勇などは、今年中に燃料税が導入されることは無いと述べている。

# 2010年度第1回全国大会報告

報告書 第一編 大会の概況

第1章 大会の開催地と日程

第2章 大会の参加者

第3章 大会の開催地

第4章 大会の開催地

第5章 大会の開催地

第6章 大会の開催地

第7章 大会の開催地

第8章 大会の開催地

第9章 大会の開催地

第10章 大会の開催地

第11章 大会の開催地

第12章 大会の開催地

第13章 大会の開催地

第14章 大会の開催地

第15章 大会の開催地

第16章 大会の開催地

第17章 大会の開催地

第18章 大会の開催地

第19章 大会の開催地

第20章 大会の開催地

第21章 大会の開催地

第22章 大会の開催地

第23章 大会の開催地

第24章 大会の開催地

第25章 大会の開催地

第26章 大会の開催地

第27章 大会の開催地

第28章 大会の開催地

第29章 大会の開催地

第30章 大会の開催地